

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直 人 様

東日本大震災からの復旧・復興に係る緊急要望

仙台市議会は、東日本大震災からの復旧・復興に係る緊急要望をいたしますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年5月30日

仙 台 市 議 会

議 長 野 田 讓

東日本大震災からの復旧・復興に係る緊急要望

平成23年3月11日に三陸沖で発生したマグニチュード9.0の大地震により、巨大津波が東日本の沿岸各地を襲い、未曾有の大被害をもたらしました。人的被害は、死者・行方不明者合わせて2万5千人に達すると推定される、まさに国難というべき惨状であり、本市においてもその数が900人に迫る状況となっております。

さらに、4月7日には震度6強の最大余震が発生するなど依然として余震が頻発し、内陸部の住宅地にも新たな被害が拡大しており、予断を許さない状況が続いております。

現在、本市では、被災者の救援と災害復旧に全力で取り組むとともに、復興の方向性を示す「震災復興ビジョン」及び「復興計画」を早期に策定し、復興施策を計画的かつ迅速に推進していくこととしておりますが、今回発生した被害は、現行の災害対策法制の想定を超えた、甚大かつ広範囲にわたるものであることから、市民の生活再建と地域社会の復旧・復興のためには、新たな立法措置を含め、既存の枠組みを超えた国を挙げての強力な支援が必要不可欠であります。

特に、被災者が、将来に向けて希望をもって生活再建を図っていけるよう条件整備を速やかに行うことは、地域社会や産業の自立的・主体的な復興のための最重要課題と言って過言ではありません。

よって、本市の早期の復旧・復興に向けて、現時点で緊急性・重要性の高い項目について別記要望事項のとおりとりまとめましたので、当該事項が早急に実施されるよう、特段の取り組みを強く要望いたします。

(1) 被災者の救援及び生活再建に向けた支援

- 応急仮設住宅について、基礎自治体の主体的裁量の下に、高齢者や障害者等に配慮した仮設住宅の整備や民間借り上げ住宅の活用も含め、希望者全員が入居できるよう早急にその確保を図ること
- 災害救助法に基づく応急修理など各種支援について、既存の要件を緩和し、被災者の実質的な救済の拡大を図ること
- 被災者生活再建支援法に基づく支援について、支援金の支給額を大幅に引き上げるとともに、速やかに支給すること
- 被災住民の身体的・精神的な健康の維持及び確保のために本市が実施する健康相談、要介護者支援、感染症予防のための生活環境・衛生対策等に係る施策に対し、強力な支援を行うこと
- 全壊または流失するなどした被災家屋等に係る既存債務の取り扱いについて、特別措置を講じるなど強力な支援を行うこと
- 津波被害地域における宅地等一定区域の土地を国が買い上げるとともに、跡地を公園・緑地として整備すること

(2) 宅地・地盤災害

- 丘陵部の造成団地で発生している法面の崩落や地すべり被害は、宅地所有者個人の資力では対応が不可能なものが多いことから、当該事態に早急に対応するため、新規の立法措置や現行法の改正などの法的整備を行うこと
- 併せて、復旧・再整備のため、現行の公共事業の採択要件の大幅な緩和を図るとともに、全額国の負担とすること
- 住宅の被害を基準として支援を行うこととされている現在の被災者生活再建支援制度や災害援護資金貸付制度を拡充し、宅地被害についても同様に資金的な支援策を講じること

(3) 震災廃棄物等の撤去及び処理

- がれきや被災自動車等の震災廃棄物に係る撤去費用は、土地（海、河川、湖沼等を含む）の管理・所有形態にかかわらず、沿岸部・内陸部を通じて全額国の負担とすること

- 国において、がれき等の仮置き場の整備について、技術的な支援を行うとともに、仮置き場の原状回復費用は全額国の負担とすること
- がれき等の早期処理のため、撤去に伴う法的問題についての対応体制の整備など、総合的な支援を行うこと

(4) 公共・公益施設の復旧、再建

- 道路・橋梁・堤防・港湾・空港・鉄道等の公共土木施設について、早期復旧を図るとともに、沿岸部の電気・ガス・水道等のライフラインについて、早期復旧に最大限の支援を行うこと
- 小中学校等の文教施設、社会福祉施設についても、早期復旧に向けた支援を強力に講じること。また、その間における仮設校舎等の設置についても同様とすること
- 特に、施設に壊滅的被害を受けた南蒲生浄化センター(下水処理施設)及びガス局港工場について、早期復旧に向け最大限の支援を行うこと

(5) 地域産業の復興に向けた支援

- 津波によって浸水や表土の流失等の被害を受けた農地は、塩害等で相当期間の作付けが不能とされ、また、排水機場や水路等の施設被害も甚大であることから、早期復旧と農業従事者の生活再建に向け、技術的支援も含めた十分な財政支援を行うとともに、津波により被害を受けた漁船や漁業資材の買い換え等に際し、助成を行うなど水産業の再建に向けた最大限の支援を行うこと
- 地域の中小企業の支援のため、震災で直接的な被害を受けた事業者だけでなく、地域経済の停滞により間接的な被害を受けている中小企業者も対象に含め、新たな補助制度の創設や既存債務の取り扱いを含む金融・税制上の特別措置を講じるなど、強力な援助を実施すること
- また、震災により職や生計の途を失った方の生活再建に向け、復旧・復興事業等での雇用機会の創出を最優先に特段の取り組みを行うこと
- 国として、東北地方への観光、交流の促進を国内外に呼びかけ、実効性のある取り組みを強く行うこと

(6) 財政的支援

○被災地域の復旧・復興に向けた法制度の整備をはじめ、省庁の枠組みを超え、国を挙げた総合的な施策を講じること。具体的には、災害復旧工事を迅速かつ強力で推進するため、特別措置法の制定等を通じ、国庫補助率の大幅な引上げや補助対象経費の拡大を図るとともに、耐震構造の採用についても災害復旧事業の対象とすること。また、地方交付税の増額、地方債の発行に対する財政支援措置など被災自治体が実情に応じ柔軟に対応できるよう体制整備を行うこと

(7) 原子力災害対策

○福島第一原子力発電所における原子力災害について、市民の健康に与える影響等に関する必要な調査を継続実施して結果を公開するとともに、一日も早く安定させること。そして、被害に対する補償を早期に行うこと。また、農産物や海産物、観光産業等の風評被害については、国において客観的・科学的なデータを国内外に提示・説明し、被害の防止に努めるとともに、市域内の放射線量を測定する機器の整備に対して必要な支援を行うこと。さらに、国のエネルギー政策の見直しとその転換を図ること